

第 3 章 電気設備

第 1 節	受変電設備工	
1)	特別高圧受変電設備設置工	65
2)	高圧受変電設備設置工	68
3)	低圧受変電設備設置工	70
4)	受変電用監視制御設備設置工	71
5)	受変電設備基礎工	72
第 2 節	電源設備工	
1)	発電設備設置工	74
2)	無停電電源設備設置工	76
3)	直流電源設備設置工	78
4)	管理用水力発電設備設置工	79
5)	新エネルギー電源設備設置工	80
第 3 節	揚排水機場電気設備	
1)	高圧受変電設備設置工	82
2)	低圧受変電設備設置工	83
3)	発電設備設置工	84
4)	無停電電源設備設置工	85
5)	直流電源設備設置工	86
6)	操作制御装置設置工	87
7)	水閘門電気設備設置工	88
第 4 節	地下駐車場電気設備	
1)	高圧受変電設備設置工	90
2)	低圧受変電設備設置工	91
3)	発電設備設置工	92
4)	無停電電源設備設置工	93
5)	直流電源設備設置工	94
6)	電灯設備設置工	95
7)	動力設備設置工	98
8)	電話設備設置工	99
9)	放送設備設置工	100
10)	ラジオ再放送設備設置工	101
11)	無線通信補助設備設置工	102
12)	インターホン設備設置工	103
13)	テレビ共聴設備設置工	104
14)	身体障害者警報設備設置工	105
15)	自動火災報知設備設置工	106
16)	CCTV 装置設置工	107
17)	中央監視設備設置工	108
18)	駐車場管制設備設置工	109
19)	遠方監視設備設置工	110
第 5 節	配電線設備工	
1)	配電線設備設置工	112
第 6 節	道路照明設備工	
1)	道路照明設備設置工	114
2)	サービスエリア照明設備設置工	115
3)	歩道（橋）照明設備設置工	116
4)	照明灯基礎設置工	117

5)	視線誘導灯設置工 -----	118
6)	視線誘導灯基礎設置工 -----	119
第7節	トンネル照明設備工	
1)	トンネル照明設備設置工 -----	121
2)	アンダーパス照明設備設置工 -----	123
3)	地下道照明設備設置工 -----	124
4)	照明灯基礎設置工 -----	125
5)	雑工（電気） -----	126
第8節	施設照明設備工	
1)	ダム照明設備設置工 -----	128
2)	河川照明設備設置工 -----	129
3)	公園照明設備設置工 -----	130
第9節	共同溝付帯設備工	
1)	共同溝引込設備設置工 -----	132
2)	共同溝照明設備設置工 -----	133
3)	共同溝排水設備設置工 -----	134
4)	共同溝換気設備設置工 -----	136
5)	共同溝監視制御設備設置工 -----	138
6)	共同溝標識設備設置工 -----	139
第10節	電気応用設備工	
1)	水処理設備設置工 -----	141
第11節	道路融雪設備工	
1)	高圧受変電設備設置工 -----	143
2)	受変電設備基礎工 -----	144
3)	道路ヒーティング設備設置工 -----	145
4)	道路消融雪ポンプ設備設置工 -----	147
5)	道路消融雪ポンプ設備基礎工 -----	148
第12節	道路照明維持補修工	
1)	道路照明維持工 -----	150
2)	道路照明修繕工 -----	152

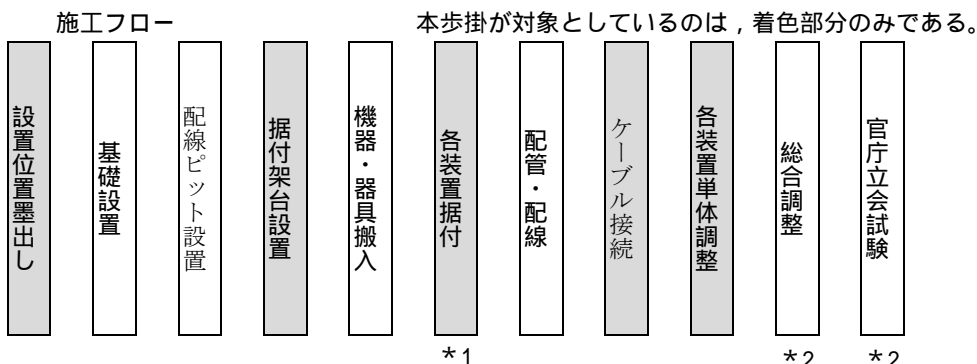
第1節 受変電設備工

1) 特別高圧受変電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、特別高圧受変電設備の各機器を設置する特別高圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線は含む
 *2 は、必要に応じて別途積み上げる。

3. 標準歩掛

3-1 屋外機構設置

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	鉄骨工	摘要
鋼材加工		t	-	-	2.50	3.50	
鋼材組立		t	0.5	6.0	4.00	2.00	
パイプ枠組		本	-	0.1	0.05	0.05	

(注) 1. 技術者は特高設備の場合とし、一般高圧設備は技術者を電工に読みかえる。
 2. クレーンを使用する場合は本歩掛の 0.7 倍とする。ただし、技術者については低減しない。

3-2 断路器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
断路器	70kV 以下 LS	組	0.7	5.0	1.0	
	70kV 以下 DS	組	0.5	4.3	0.5	
	30kV 以下 DS	組	0.2	2.2	0.2	
	6kV 以下 DS	台	-	0.5	-	

(注) 断路器 (LS) の空気配管は別途積算する。

3-3 遮断器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	普通作業員
遮断器	70kV 以下 3,500MVA ガス又は空気	台	3.5	-	18.0	5.5
	70kV 以下 2,500MVA ガス又は空気	台	3.5	-	15.0	4.5
	30kV 以下 1,000MVA ガス又は空気	台	2.0	-	9.0	3.0
	70kV 以下 3,500MVA 油入	台	2.5	-	7.5	2.5
	30kV 以下 2,000MVA 油入	台	1.5	-	5.0	1.5
	6kV 以下	台	-	0.5	3.0	1.0

(注) 1. 据付組立及び試験を含む。ただし架台は別途積算とする。
 2. 本歩掛には操作用空気配管は含まれていない。

3-4 避雷器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
避雷器	70kV 以下	組	0.75	5.00	1.50	
	30kV 以下	組	0.60	2.50	0.75	
	6kV 以下	組	-	0.45	0.25	

(注) 1. 6kV 以下は、600V を超え 7,000V 以下の電圧に適用する。

2. 1 組は 3 個で構成する。

3-5 変圧器（油入）据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
変圧器（油入）	60kV 以下 3 500kVA	台	1.7	6.0	1.8	
	60kV 以下 3 750kVA	台	2.4	8.7	2.6	
	60kV 以下 3 1000kVA	台	3.4	12.0	3.7	
	60kV 以下 3 3000kVA	台	4.8	17.0	5.3	
	60kV 以下 1 500kVA	台	1.5	5.4	1.7	
	60kV 以下 1 750kVA	台	2.2	7.8	2.4	
	60kV 以下 1 1000kVA	台	3.1	11.0	3.5	
	60kV 以下 1 3000kVA	台	4.4	16.0	4.8	
	6kV 以下 3 500kVA	台	1.2	4.2	1.3	
	6kV 以下 3 1000kVA	台	2.4	8.7	2.6	
	6kV 以下 3 1500kVA	台	3.6	12.0	3.9	
	6kV 以下 1 500kVA	台	1.1	3.8	1.2	
	6kV 以下 1 1000kVA	台	2.2	7.7	2.5	
	6kV 以下 1 1500kVA	台	3.3	11.0	3.6	

(注) 1. ラジエータ及びコンサベータの取付、油又はガス封入、荷造解体等は本歩掛に含まれている。

2. クレーン車を使用する場合は、本歩掛の 0.7 倍とする。

ただし、技術者については低減しない。

3-6 変成器据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
変成器	70kV 以下がいし型	組	0.45	2.00	0.25	
	30kV 以下モールド	組	0.15	2.00	0.25	
	6kV 以下モールド	組	-	0.45	0.25	

(注) 6kV 以下は、600V を超え 7,000V 以下の電圧に適用する。

3-7 碍子据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
懸垂	2ヶ連	組	0.50	0.15	
	5ヶ連	組	0.75	0.25	
耐張	2ヶ連	組	0.40	0.15	
	5ヶ連	組	0.65	0.20	
長幹	70kV	組	0.80	0.25	

3-8 架線金具等据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
HDCC 圧縮接続		箇所	0.30	0.10	
締付端子取付		箇所	0.10	0.05	
ジャンパースリーブ		箇所	0.90	0.30	
スペーサバランサ		箇所	0.90	0.30	
PG クランプ		箇所	0.10	0.05	
耐張クランプ		箇所	0.30	0.10	
圧縮引留クランプ		箇所	1.50	0.35	

3-9 母線等据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
特高母線	電線	径間	0.35	0.30	
高圧母線	銅帯	m	0.10	0.05	
	丸母線 5～9mm	m	0.05	0.05	
	丸母線 10～12mm	m	0.10	0.05	

3-10 特高受変電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
キュービクル	高圧類	面	0.5	4.0	2.0	
	低圧類	面	0.5	3.0	2.0	
継電器盤		面	0.5	5.0	2.0	
操作卓		面	0.5	2.0	1.0	

(注) 1. 盤の据付, 配線接続とする。ただし, ケーブルの端末処理は, 別途積算とする。

2. キュービクルとは, 引込盤・受電盤・切替盤・動力盤・低圧盤・コントロールセンター等とする。

3. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は, 継電器盤の歩掛を準用する。

3-11 特高受変電設備調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
キュービクル		面	0.3	
継電器盤		面	1.5	
操作卓		面	1.0	

(注) 1. 盤の単体調整とする。

2. 継電器盤, 操作卓と機側操作盤等との対向調整は, 別途積算とする。

3. キュービクルとは, 引込盤・受電盤・切替盤・動力盤等とする。

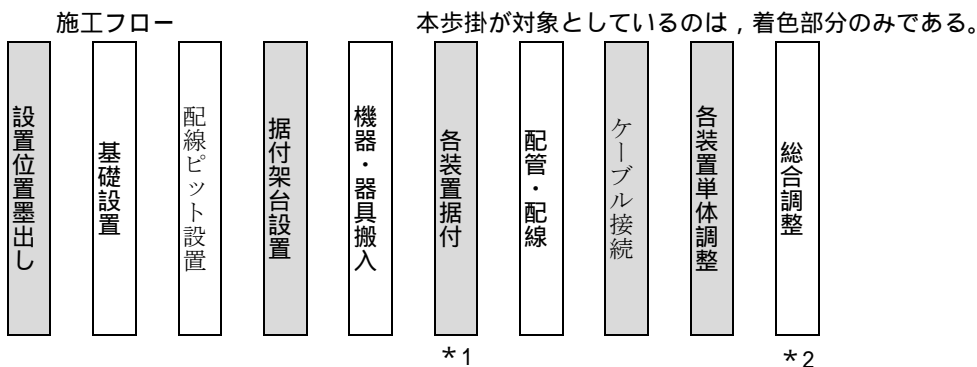
4. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は, 継電器盤の歩掛を準用する。

2) 高圧受変電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、高圧受変電設備の各機器を設置する高圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線は含む

*2 は、必要に応じて別途積み上げる

3. 標準歩掛

3-1 引込設備据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
気中開閉器	6.6kV 以下	台	0.5	0.3	
プライマリーカットアウトスイッチ		個	0.2		

(注) 1. 本歩掛は、引込柱上に気中開閉器を取り付ける場合に適用するものとし、取付に要する金具類及び引込ケーブルの保護管の取付等も含んでいる。

ただし、腕金については別途積算するものとする。

2. 引込柱の設置及び気中開閉器からの配線は別途積み上げ計上するものとし、引込柱設置歩掛は「第 2 章第 1 節 8) 引込柱設置工」、配線その他の作業は「第 2 章第 1 節 共通設備工」による。

3. 地絡継電器付の場合は 1.5 倍とする。

3-2 配電盤据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
キュービクル	高圧類	面	0.5	4.0	2.0	
	低圧類	面	0.5	3.0	2.0	
継電器盤		面	0.5	5.0	2.0	
操作卓		面	0.5	2.0	1.0	

(注) 1. 本歩掛は、盤の据付、配線接続までとする。ただし、ケーブルの端末処理は、別途積算とする。

2. キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤・低圧盤・コントロールセンター、直流電源盤等とする。

3. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は、継電器盤の歩掛を準用する。

3-3 配電盤調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
高圧キュービクル		面	0.3	
継電器盤		面	1.5	
操作卓		面	1.0	

- (注) 1. 盤の単体調整とする。
 2. 継電器盤, 操作卓と機側操作盤等との対向調整は別途積算とする。
 3. 高圧キュービクルとは, 引込盤・受電盤・切替盤・動力盤等とする。
 4. 継電器盤に類似した自立型制御盤等は, 継電器盤の歩掛を準用する。

3-4 制御盤据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
負荷	1.5kW 以下	面	1.8	
	2.2 ~ 3.7kW	面	2.0	
	5.5 ~ 7.5kW	面	2.2	
	11 ~ 18kW	面	2.5	
	18kW 以上	面	3.0	

- (注) 制御盤 1 面で電動機 2 台までは本歩掛の電動機台数倍とするが, 電動機 3 台以上の集合制御盤の場合は, 合計歩掛の 0.7 倍とする。

3-5 遮断器据付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 1) 特別高圧受変電設備設置工」による。

3-6 避雷器据付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 1) 特別高圧受変電設備設置工」による。

3-7 変圧器(油入)据付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 1) 特別高圧受変電設備設置工」による。

3-8 変成器据付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 1) 特別高圧受変電設備設置工」による。

3-9 柱上変圧器及び高圧コンデンサ

作業種別	規格	単位	3 相		単相	
			電工	普通作業員	電工	普通作業員
変圧器	5kVA 以下	台	0.55	0.90	0.45	0.70
	10kVA 以下	台	0.85	1.35	0.65	1.10
	20kVA 以下	台	1.35	2.35	1.10	1.90
	30kVA 以下	台	1.65	2.70	1.30	2.20
	50kVA 以下	台	2.20	3.60	1.80	2.90
	75kVA 以下	台	2.70	4.50	2.20	3.60
	100kVA 以下	台	3.25	5.40	2.60	4.30
	150kVA 以下	台	3.80	6.30	3.10	5.05
高圧コンデンサ	20kVar 以下	台	0.30	0.50		
	50kVar 以下	台	0.45	0.75		
	100kVar 以下	台	0.65	1.00		

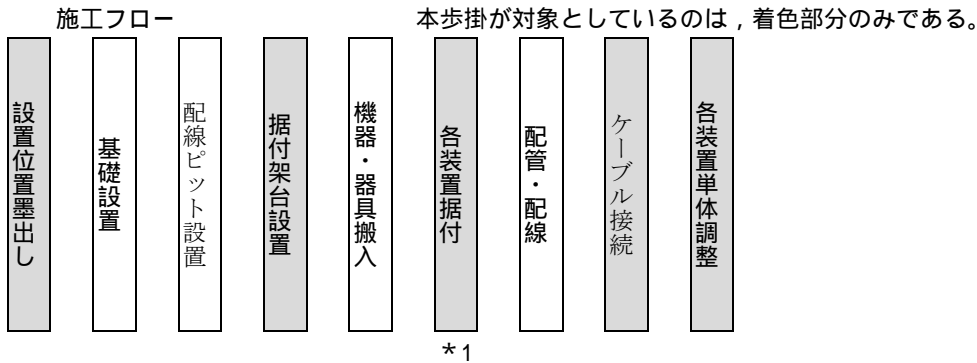
- (注) 本歩掛は, 柱上設置の場合とする。地上設置の場合は 0.7 倍とする。

3) 低圧受変電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、低圧受変電機器等の設置を行う低圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

3-1 引込設備設置

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 共通設備工」によるほか必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-2 耐雷トランス据付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
耐雷トランス	5kVA 以下	台	0.1	0.20	
	10kVA 以下	台	0.1	0.30	
	30kVA 以下	台	0.1	0.50	

3-3 低圧受変電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
低圧キュービクル		面	0.5	3.0	2.0	

(注) 1. 本歩掛は、盤の据付、配線接続までとする。ただし、ケーブルの端末処理は別途積算とする。
 2. キュービクルとは、引込盤・受電盤・切替盤・動力盤・低圧盤・コントロールセンター等とする。

4) 受変電用監視制御設備設置工

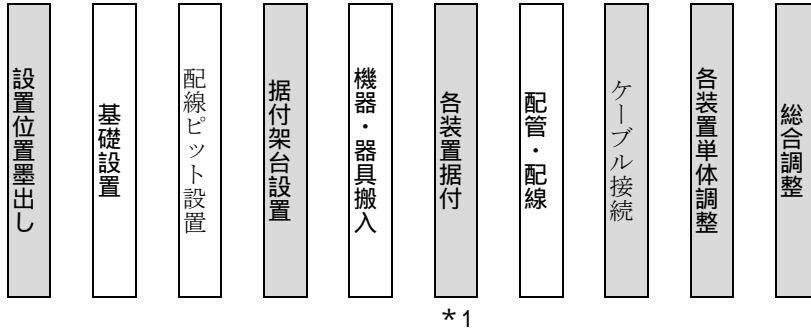
1. 適用範囲

本資料は、受変電（配電）設備用の監視制御装置の設置を行う受変電用監視制御設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



* 1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

3-1 監視制御装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
操作卓据付		面	0.5	2.0	1.0	

3-2 監視制御装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	摘要
操作卓調整		面	1.0	

5) 受変電設備基礎工

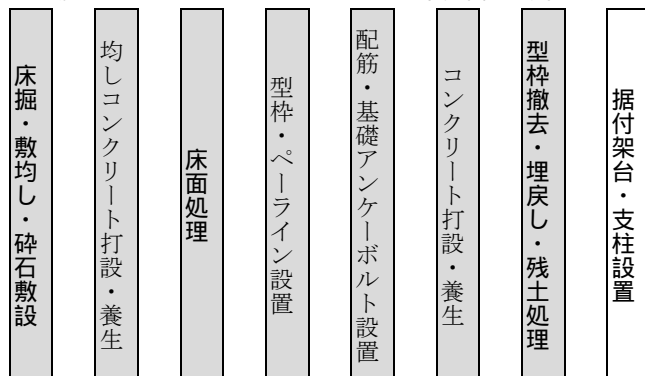
1. 適用範囲

本資料は、各種受変電設備用の機器を設置するための基礎を設置する受変電設備基礎工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準歩掛」による。

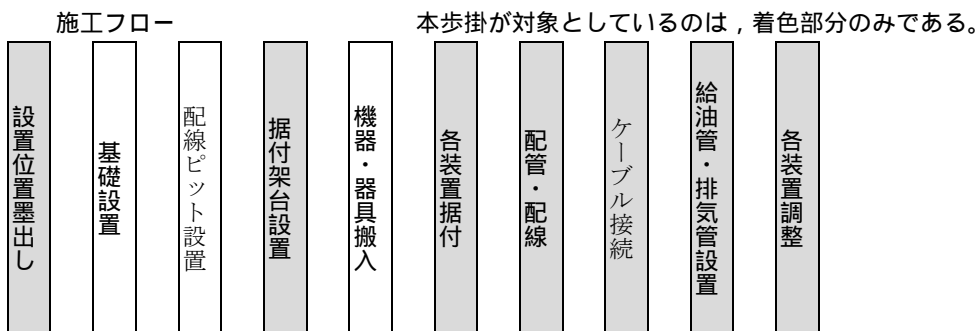
第2節 電源設備工

1) 発電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、発動発電機等の設置を行う発電設備設置工に適用する。

2. 施工概要



3. 標準歩掛

3-1 発動発電設備据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	機械工	配管工	普通作業員	摘要
発動発電設備	20kVA 以下	台	4.0	9.0	6.0	3.0	2.5	
	50kVA 以下	台	5.0	11.0	8.5	4.0	2.5	
	100kVA 以下	台	7.0	15.5	10.5	6.0	4.0	
	200kVA 以下	台	9.5	23.5	14.0	8.0	6.0	
	350kVA 以下	台	12.0	33.5	17.5	10.0	8.0	

(注) 1. 本歩掛は、発電機、原動機、発電機盤、直流電源盤、消音器、燃料小出槽及び燃料移送ポンプの据付とする。

なお、吸気、換気ファンの据付を含む場合は、据付歩掛を 1.3 倍、別置型ラジエータ方式の場合は、据付歩掛の機械工、配管工、普通作業員を 1.2 倍とする。

2. 本歩掛の冷却方式は、ラジエータ方式を標準としているので、水冷式の場合は、据付歩掛の機械工、配管工、普通作業員を 1.1 倍とする。

3. 本歩掛の始動方式は、電気始動方式を標準としているので、空気始動方式の場合は、別途考慮すること。

4. 本歩掛には、油配管、排気管及び同一室内における機器間の配管配線を含む。

5. 燃料小出槽は、1,000 リットル以下の据付は、本歩掛に含む。

ただし、1,000 リットルを超えるものの据付は、別途「3-5 燃料小出槽設置」歩掛との差を追加する。

3-2 発動発電設備調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
発動発電設備	20kVA 以下	台	1.0	2.0	
	50kVA 以下	台	2.0	3.0	
	100kVA 以下	台	3.0	4.5	
	200kVA 以下	台	3.5	6.5	
	350kVA 以下	台	4.0	9.0	

(注) 本歩掛は、発電機、原動機、発電機盤、直流電源盤、消音器、燃料小出槽及び燃料移送ポンプの調整とする。

3-3 発動発電設備据付（パッケージ型）

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
発動発電設備 (パッケージ型)	3kVA 以下	台	0.5	1.0	0.5	
	5kVA 以下	台	0.5	1.0	0.5	
	10kVA 以下	台	0.5	1.5	0.5	
	15kVA 以下	台	1.0	2.0	1.0	
	20kVA 以下	台	2.0	4.5	1.0	
	50kVA 以下	台	2.5	5.5	1.0	
	100kVA 以下	台	3.5	7.5	1.5	

- (注) 1. 本歩掛は、同一室内における機器間の配管配線（電気関係）を含む。
 2. 本歩掛は、蓄電池据付を含む。
 3. 本歩掛は、パッケージ・内蔵機器一体型に適用する。

3-4 発動発電設備調整（パッケージ型）

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
発動発電設備 (パッケージ型)	3kVA 以下	台	0.5	0.5	
	5kVA 以下	台	0.5	0.5	
	10kVA 以下	台	0.5	1.0	
	15kVA 以下	台	1.0	1.5	
	20kVA 以下	台	1.0	2.0	
	50kVA 以下	台	2.0	3.0	
	100kVA 以下	台	3.0	4.5	

- (注) 1. 本歩掛は、燃料小出槽の調整を含む。
 2. 本歩掛は、パッケージ・内蔵機器一体型に適用する。

3-5 燃料小出槽設置

作業種別	細別規格	単位	配管工	普通作業員	摘要
燃料小出槽	500L 以下	台	1.5	0.4	
	1000L 以下	台	2.0	0.4	
	2000L 以下	台	3.0	0.7	

- (注) 本歩掛は、油配管の据付を含む。

2) 無停電電源設備設置工

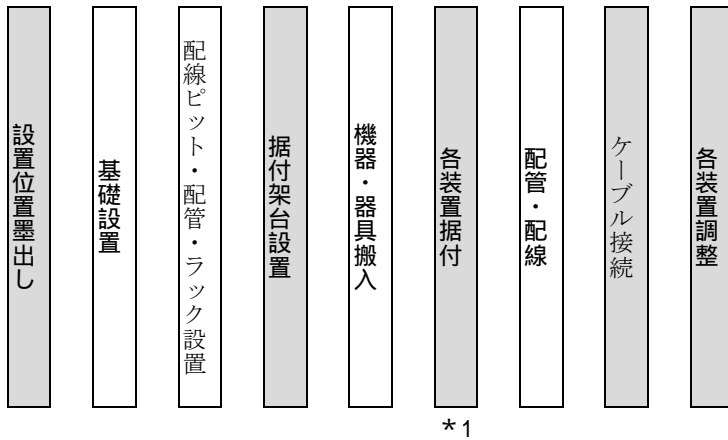
1. 適用範囲

本資料は、無停電電源装置等の設置を行う無停電電源設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、盤間配線を含む

3. 標準歩掛

3-1 無停電電源装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術者	電工	普通作業員	摘要
無停電電源装置据付	7.5kVA 以上	台	0.5	1.5	1.0	
蓄電池盤据付		面	0.5	1.0	1.0	

(注) 無停電電源装置には入出力盤を含むものとする。

蓄電池盤には蓄電池据付を含む。

3-2 無停電電源装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
無停電電源装置調整	7.5kVA 以上	台	0.5	0.5	

3-3 小容量無停電電源装置据付・調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	電工	摘要
小容量 無停電電源装置据付・調整	5kVA 以下	台	0.5	0.5	0.5	

3-4 蓄電池据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
蓄電池	50Ah 以下	10 セル	0.17	0.23	0.17	
	100Ah 以下	10 セル	0.21	0.28	0.21	
	200Ah 以下	10 セル	0.28	0.37	0.28	
	300Ah 以下	10 セル	0.34	0.45	0.34	
	400Ah 以下	10 セル	0.40	0.53	0.40	
	500Ah 以下	10 セル	0.47	0.62	0.47	
	600Ah 以下	10 セル	0.52	0.69	0.52	
	700Ah 以下	10 セル	0.57	0.76	0.57	
	800Ah 以下	10 セル	0.62	0.83	0.62	
	900Ah 以下	10 セル	0.67	0.89	0.67	
	1000Ah 以下	10 セル	0.72	0.96	0.72	

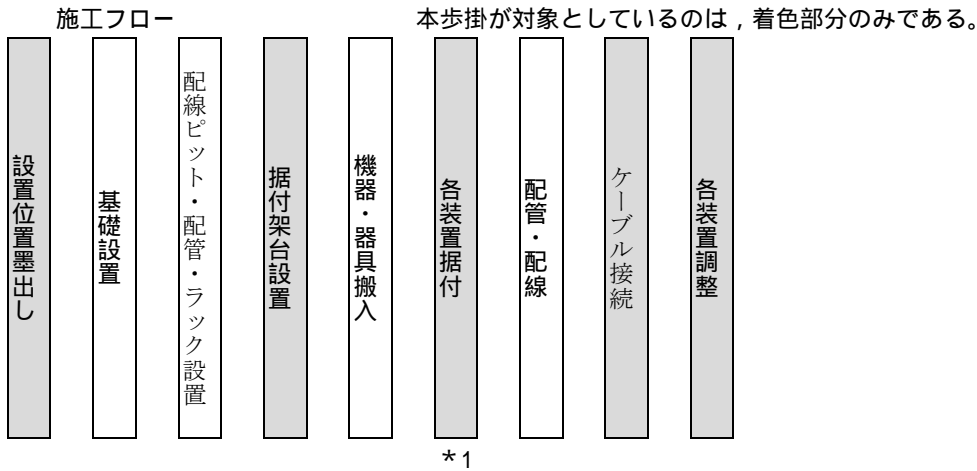
- (注) 1. 本歩掛はアルカリ蓄電池, 鉛蓄電池 10 セルあたりに適用する。
 2. 架台の据付を含むものとする。
 3. 同室内での整流器間の配線を含むものとする。

3) 直流電源設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、直流電源装置等の設置を行う直流電源装置設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線を含む

3. 標準歩掛

3-1 直流電源装置据付

作業種別	細別規格	単位	技術員	電工	普通作業員	摘要
直流電源装置据付 24V 系	100A 以下	台	0.5	2.0	1.0	
	200A 以下	台	0.5	3.0	2.0	
直流電源装置据付 48V 系		台	0.5	2.0	1.0	
	ユニット増設	ユニット	-	0.3	-	

(注) 48V 系ユニット増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-2 直流電源装置調整

作業種別	細別規格	単位	技術者	技術員	摘要
直流電源装置調整 24V 系	50A 以下	台	0.4	0.4	
	75A ~ 100A	台	1.4	1.4	
	200A 以下	台	1.5	1.5	
直流電源装置調整 48V 系	20N	台	0.9	0.9	
	50N	台	1.5	1.5	
	ユニット増設	ユニット	-	0.3	

(注) 48V 系ユニット増設は、既設装置に増設する場合に適用する。

3-3 蓄電池据付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 2) 無停電電源設備設置工」による。

4) 管理用水力発電設備設置工

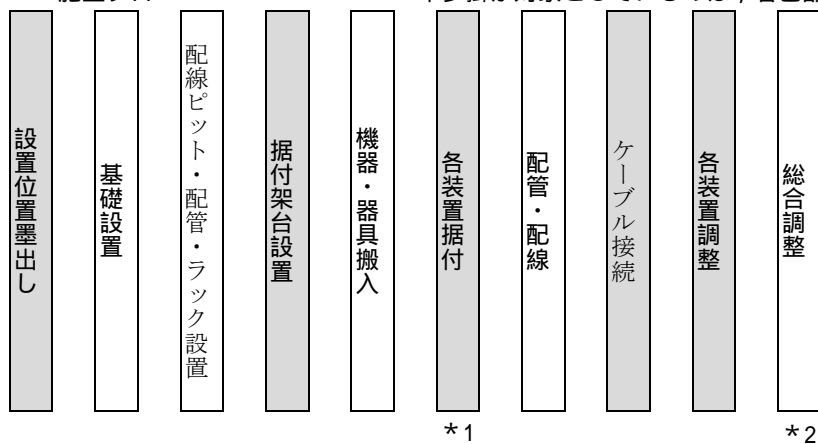
1. 適用範囲

本資料は、ダム、堰等の管理用水力発電設備の設置を行う管理用水力発電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、盤間配線は含む

*2 は、必要に応じて別途積み上げる。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章 第 1 節 受変電設備工」によるほか、必要に応じ別途積み上げ計上する。

5) 新エネルギー電源設備設置工

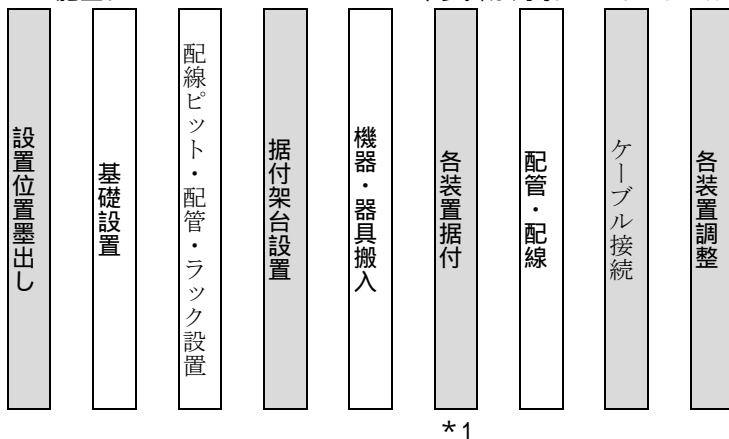
1. 適用範囲

本資料は、太陽光、風力、海洋温度差、波力、潮汐、海流及び燃料発電等の新エネルギー電源設備設置工について適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節受変電設備工」によるほか、必要に応じ別途積み上げ計上する。

第3節 揚排水機場電気設備

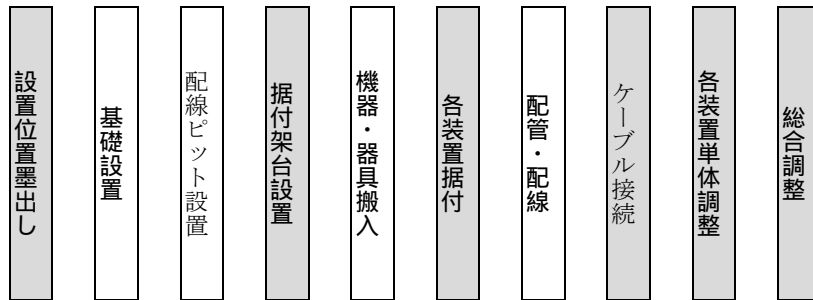
1) 高圧受変電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備用の高圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 2) 高圧受変電設備設置工」による。

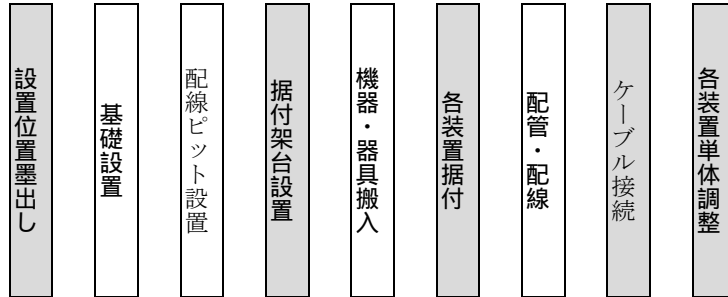
2) 低圧受変電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備用の低圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 3) 低圧受変電設備設置工」による。

3) 発電設備設置工

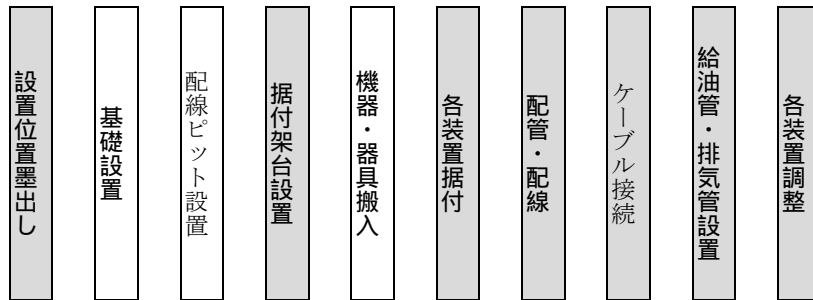
1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備用の発電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 1) 発電設備設置工」による。

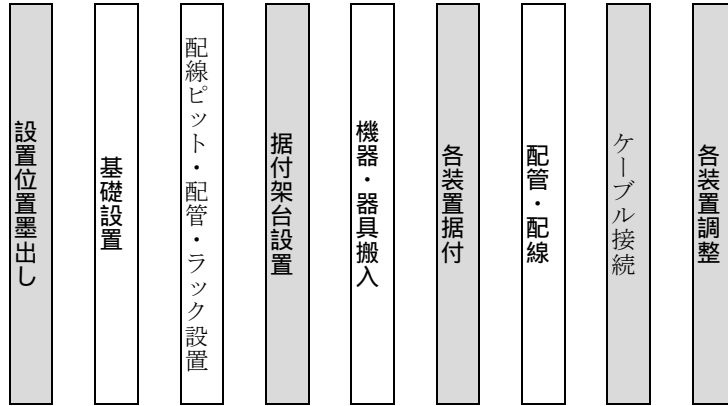
4) 無停電電源設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備用の無停電電源設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 2) 無停電電源設備設置工」による。

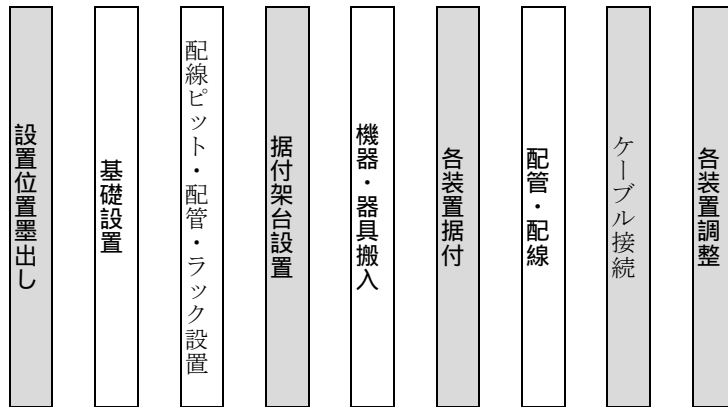
5) 直流電源設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備用の直流電源設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

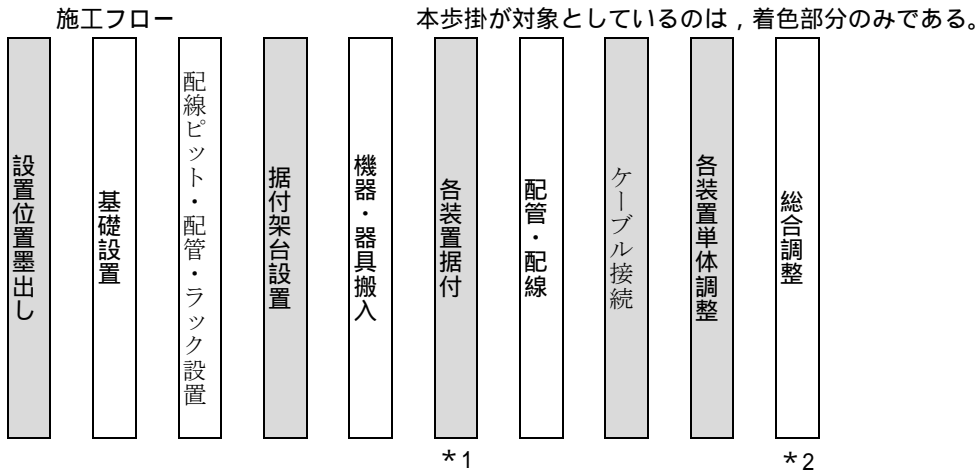
本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 3) 直流電源設備設置工」による。

6) 操作制御装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備用の操作制御装置設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線は含む

*2 は、必要に応じて別途積み上げる。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

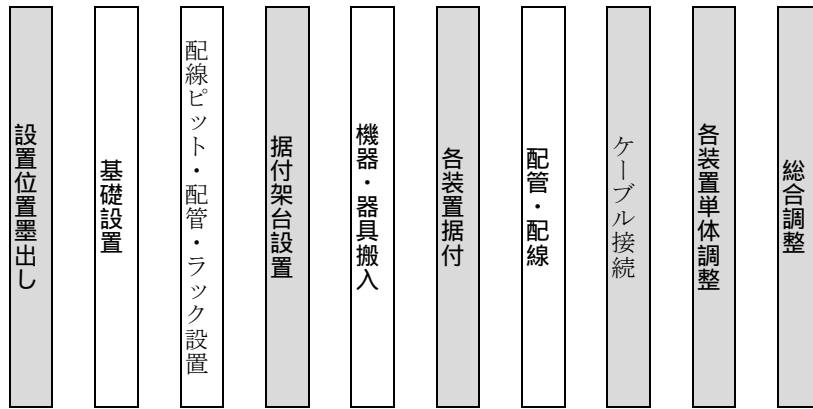
7) 水閘門電気設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、揚排水機場電気設備の水閘門電気設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

第4節 地下駐車場電気設備

1) 高圧受変電設備設置工

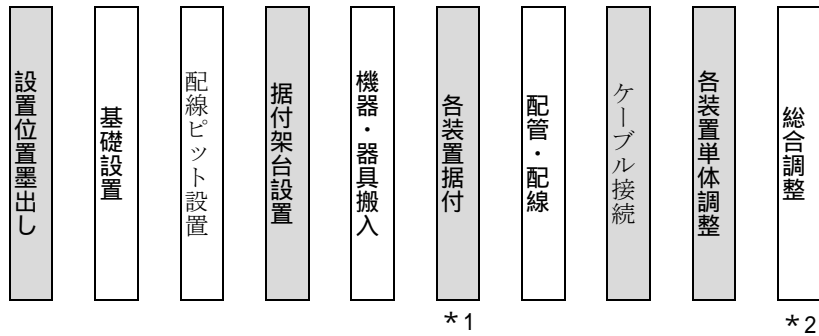
1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の高圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、盤間配線は含む

*2 は、必要に応じて別途積み上げる。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 2) 高圧受変電設備設置工」による。

2) 低圧受変電設備設置工

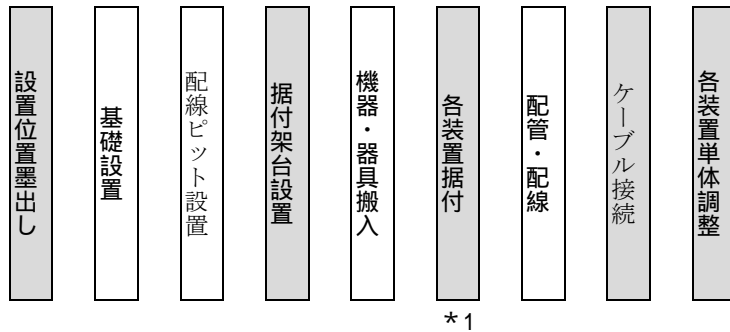
1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の低圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 3) 低圧受変電設備設置工」による。

3) 発電設備設置工

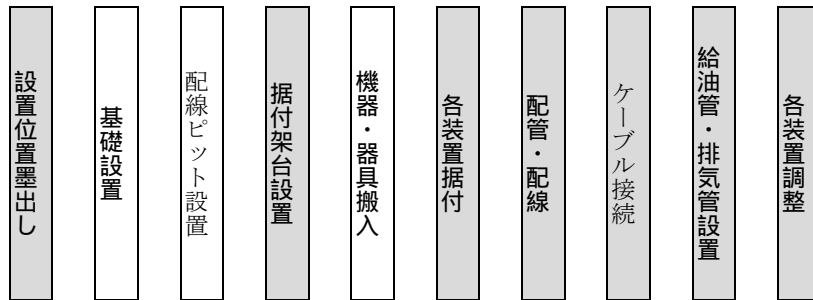
1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の発電設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 1) 発電設備設置工」による。

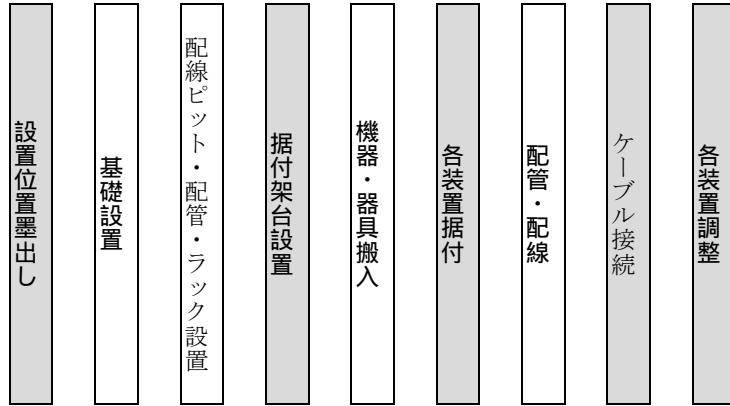
4) 無停電電源設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の無停電電源設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 2) 無停電電源設備設置工」による。

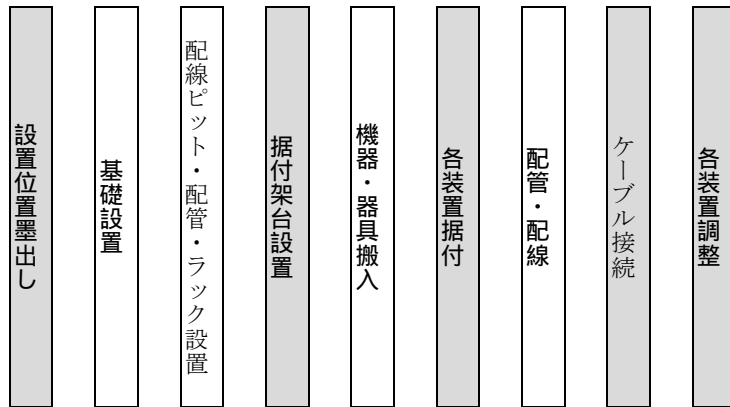
5) 直流電源設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の直流電源設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

*1

*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 2 節 3) 直流電源設備設置工」による。

6) 電灯設備設置工

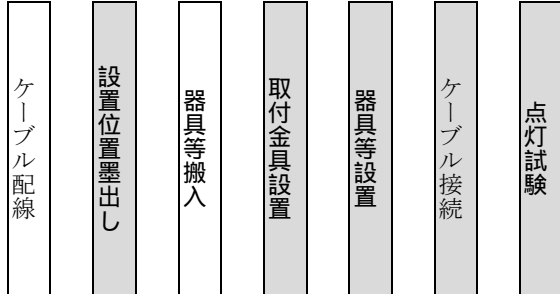
1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設における電灯照明施設の照明器具、配線器具等の設置を行う電灯設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

3-1 白熱灯器具取付（屋内）

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
コードペンダント		灯	0.15	
パイプペンダント		灯	0.20	
チェーンペンダント		灯	0.20	
シーリングライト		灯	0.20	
埋込灯		灯	0.25	
ブラケットライト		灯	0.15	
レセプタクル		灯	0.10	
シャンデリヤ 2 灯		灯	0.55	

3-2 白熱灯器具取付（屋外）

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
投光器	400W 以下	灯	1.60	
ブラケット灯	400W 以下	灯	0.26	
けんすい灯	400W 以下	灯	0.80	
フード灯	400W 以下	灯	0.90	
投光器	1kW 以下	灯	2.00	
ブラケット灯	1kW 以下	灯	0.30	
けんすい灯	1kW 以下	灯	1.00	
フード灯	1kW 以下	灯	1.10	

(注) 投光器は、据付台の取付を含む。

3-3 蛍光灯器具取付

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			露出型	埋込型	
蛍光灯器具	1 灯用 10W	灯	0.15	0.20	
	1 灯用 20W	灯	0.20	0.25	
	1 灯用 30W	灯	0.20	0.25	
	1 灯用 40W	灯	0.30	0.40	
	1 灯用 110W	灯	0.50	0.80	
	2 灯用 10W	灯	0.20	0.30	
	2 灯用 20W	灯	0.25	0.35	
	2 灯用 30W	灯	0.25	0.35	
	2 灯用 40W	灯	0.40	0.50	
	2 灯用 110W	灯	0.80	1.00	
	3 灯用 10W	灯	0.25	0.35	
	3 灯用 20W	灯	0.30	0.40	
	3 灯用 40W	灯	0.50	0.60	
	3 灯用 110W	灯	1.00	1.20	
	4～6 灯用 10W	灯	0.30	0.40	
	4～6 灯用 20W	灯	0.40	0.50	
	4～6 灯用 40W	灯	0.60	0.80	
	4～6 灯用 110W	灯	1.20	1.50	

(注) 1. 埋込器具の木枠取付は含まない。ただし吊りボルトの取付を含む。

2. 連結灯, 防爆形その他特殊器具には適用しない。

3. 予備白熱灯付きは 0.05 人/個を加算する。

3-4 配線器具取付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
埋込コンセント	2P15A	個	0.10	
	2P20A	個	0.15	
	2P30A	個	0.20	
	3P20A	個	0.20	
	3P30A	個	0.27	
露出コンセント	2P15A	個	0.08	
	2P20A	個	0.12	
	2P30A	個	0.16	
	3P20A	個	0.16	
	3P30A	個	0.22	
埋込タンブラスイッチ	1 - 2W10A	個	0.15	
	3W10A	個	0.15	
	4W10A	個	0.18	
露出タンブラスイッチ	3W, 4W10A	個	0.12	
プルスイッチ		個	0.10	
押釦		個	0.10	
ブザー		個	0.20	
カットアウトスイッチ	2P15A	個	0.20	
リモコンスイッチ		個	0.10	
リモコンセレクタースイッチ	6 回路	個	0.40	
	12 回路	個	0.80	
リモコンリレー		個	0.10	
リモコントランス		個	0.10	
計器箱		個	0.20	
電力量計	30A	個	0.50	
換気扇	20cm	個	0.50	
変流器		個	0.10	
天井扇 (温度調節器共)		個	0.80	

(注) 1. 器具のプレートの取付を含む。

2. 連用器具の組合せの場合は組合せの合計とする。

7) 動力設備設置工

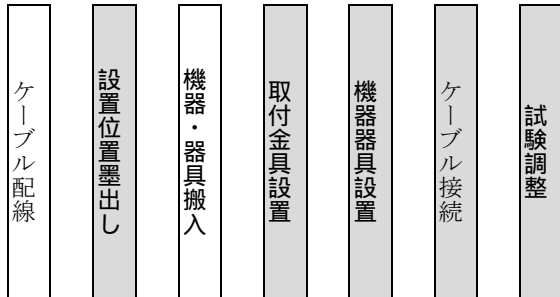
1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の換気扇，空気調節装置及び付帯するダクト等の設置を行う動力設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、別途積み上げ計上とする。

8) 電話設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の簡易型交換装置，中継端子板，電話機等の設置を行う電話設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 7 節 1) 自動電話交換装置設置工」による。

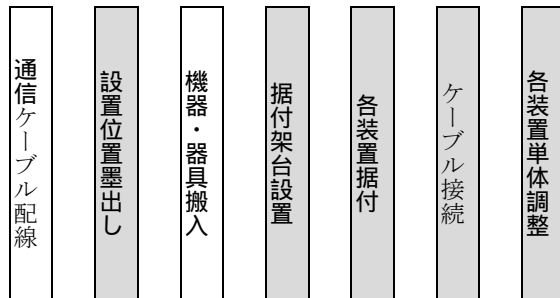
9) 放送設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の放送設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

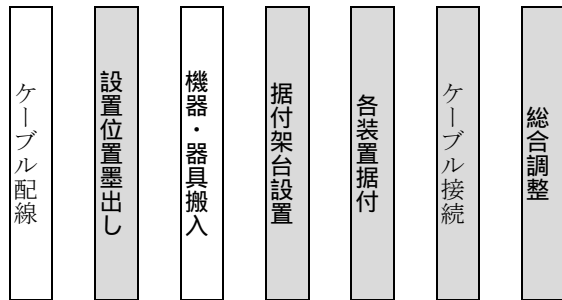
10) ラジオ再放送設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備のラジオ再放送設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 14 節 1) ラジオ再放送装置設置工」による。

11) 無線通信補助設備設置工

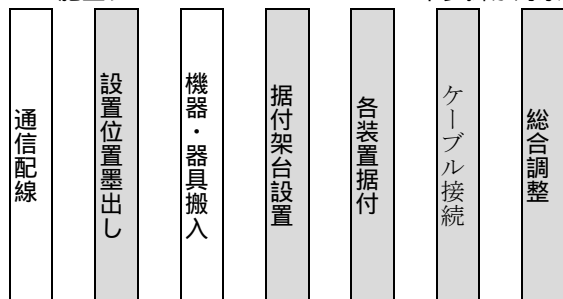
1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設内の通信用漏洩ケーブル，空中線，通信機器等の設置を行う無線通信補助設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 15 節トンネル無線補助設置工」による。

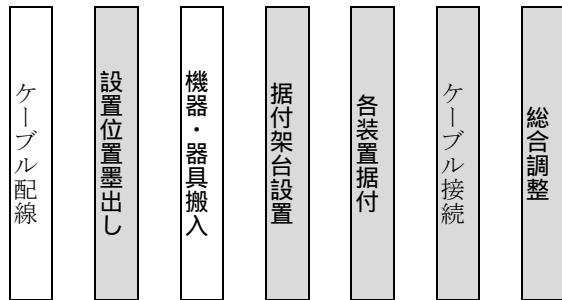
12) インターホン設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備のインターホン設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

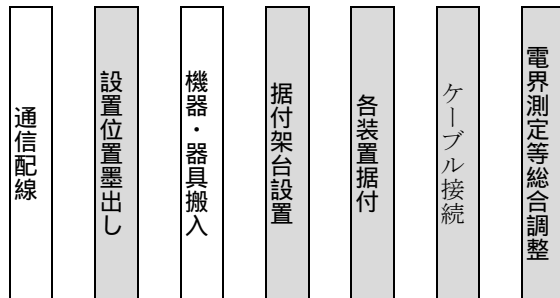
13) テレビ共聴設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備のテレビ共聴設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

3-1 機器収容箱据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-2 分配器据付

本作業種別の歩掛は「第 5 章第 6 節 1) CCTV 監視制御装置設置工」による。

3-3 混合器据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-4 増幅器据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-5 空中線装置据付

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 2 節 1) テレメータ監視局装置設置工 3 - 5 テレメータ用空中線据付」による。

3-6 空中線装置調整

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 2 節 1) テレメータ監視局装置設置工 3 - 6 テレメータ用空中線調整」による。

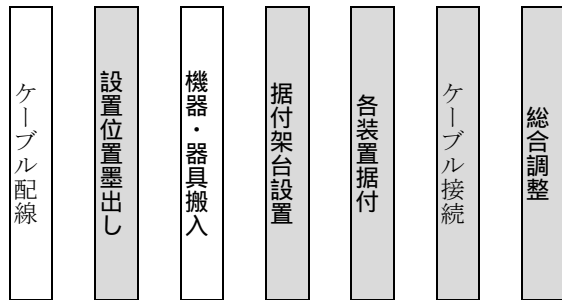
14) 身体障害者警報設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の身体障害者警報設備設置工について適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

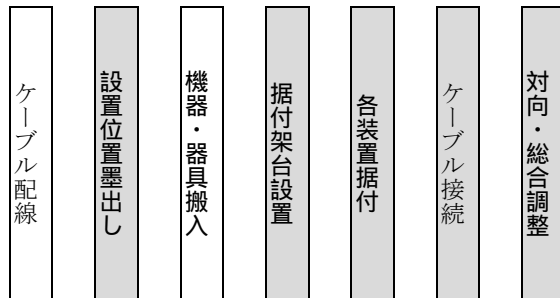
15) 自動火災報知設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の自動火災報知設備設置工について適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

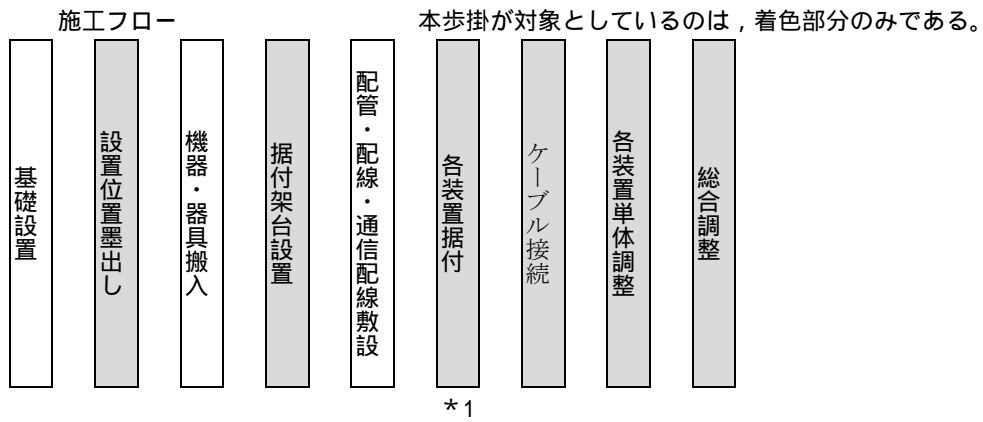
本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

16) CCTV 装置設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場電気設備の CCTV 装置設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

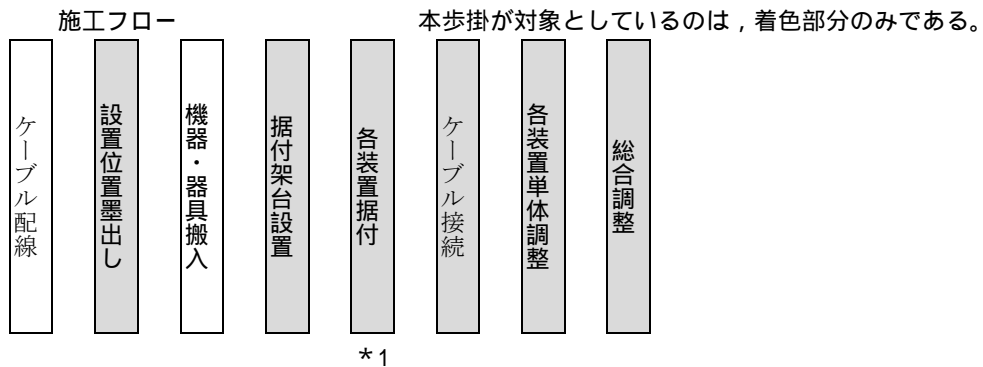
本作業種別の歩掛は「第 5 章第 6 節 CCTV 設備工」による。

17) 中央監視設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の監視用設備の設置を行う中央監視設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、各装置間の各種ケーブルの敷設は、本歩掛に含む

3. 標準歩掛

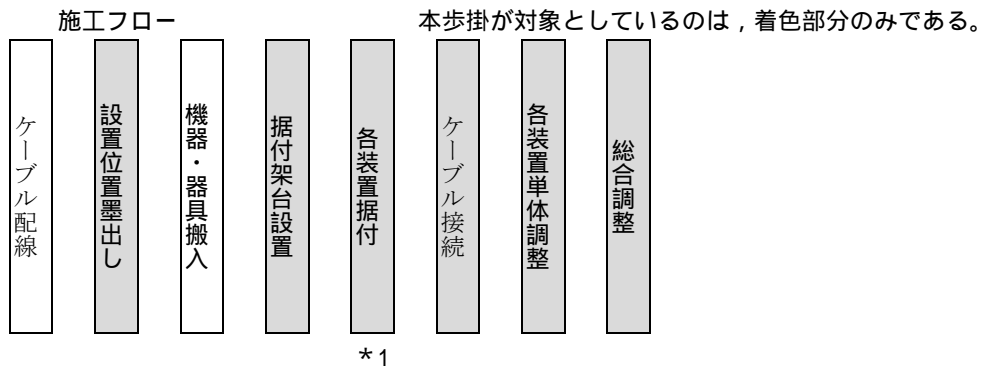
本作業種別の歩掛は「第 5 章第 1 節 共通設備工」及び「第 5 章第 2 節 ダム・堰諸量設備工」によるほか、必要に応じ別途積み上げ計上する。

18) 駐車場管制設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の内、駐車場管制処理装置等の設置を行う駐車場管制設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、各装置間の各種ケーブルの敷設は、本歩掛に含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

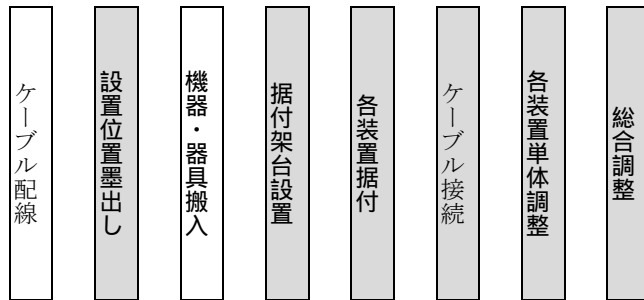
19) 遠方監視設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、地下駐車場施設の内、遠方監視設備の設置を行う遠方監視設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

第5節 配電線設備工

1) 配電線設備設置工

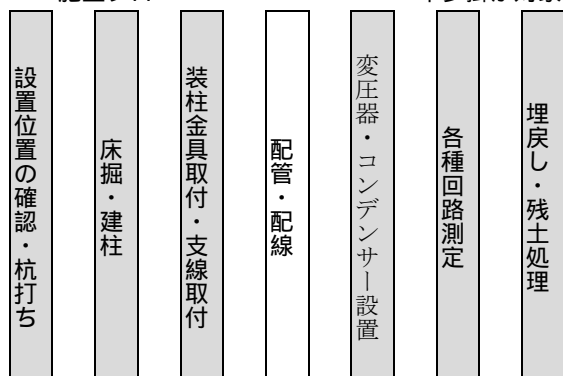
1. 適用範囲

本資料は、負荷設備に配電するための変圧器、電線路等の設置を行う配電線設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

3-1 コンクリート柱建柱

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 8) 引込柱設置工 3-1 コンクリート柱建柱」による。

3-2 鋼板組立柱建柱

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 10) 通信線柱設置工 3-2 鋼板組立柱建柱」による。

3-3 支線取付

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 8) 引込柱設置工 3-2 支線取付」による。

3-4 腕木・腕金取付

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 8) 引込柱設置工 3-3 腕金取付」による。

3-5 変台装置据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-6 変圧器据付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 1) 特別高圧受変電設備設置工 3-5 変圧器（油入）据付」による。

3-7 高圧コンデンサー据付

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 1 節 2) 高圧受変電設備設置工 3-9 柱上変圧器及び高圧コンデンサ据付」による。

3-8 保護線据付

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 1) 配管・配線工 3-7 架空配線（4）保護線及び保護網」による。

3-9 保護網据付

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 1) 配管・配線工 3-7 架空配線（4）保護線及び保護網」による。

3-10 作業土工（電気）

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-11 殻運搬処理

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

第6節 道路照明設備工

1) 道路照明設備設置工

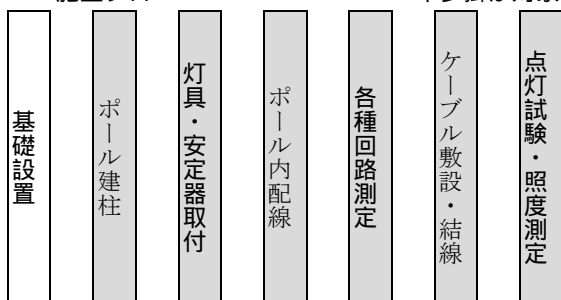
1. 適用範囲

本資料は、道路照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

3-1 道路照明灯建柱

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	トラッククレーン賃料(日)	摘要
道路照明灯建柱	高さ：GL8～12m， 重量：350kg 以下	10 基	5.0	4.0	1.7	
	高さ：GL8～12m， 重量：350kg 超 1000kg 以下	10 基	6.0	4.8	1.9	

(注) 1. 舗装切断，取り壊し，復旧，床掘，埋戻しは，土木工事標準歩掛による。

2. 撤去(再使用・不使用)は，本歩掛の 0.5 倍とする。

3. 個別製作照明柱，鋼管引込ポールも本歩掛に準ずる。

4. トラッククレーンは，油圧式 4.8～4.9t 吊りとする。

3-2 照明器具取付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	リフト車運転(日)	摘要
照明器具取付		10 台	4.1	2.1	9.0	

(注) 1. 同一柱に 2 台以上器具を取付ける場合は，本歩掛の台数分とする。

2. 本歩掛は，ランプ，安定器及びポール内配線を含む。

3. リフト車は，12m とする。

3-3 分電盤取付(ポール取付)

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
分電盤取付	ポール取付型各種	10 面	5.2	3.5	

(注) 1. 引込柱等に取り付ける分電盤に適用する。

2. 盤内ケーブル接続を含む。

3-4 自動点滅器取付(ポール取付)

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
自動点滅器取付	ポール取付型各種	10 個	1.2	

(注) ポール内配線含む。

3-5 自動点滅器取付(連続照明用)

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
受光部取付		個	0.3	
制御部取付		個	1.0	

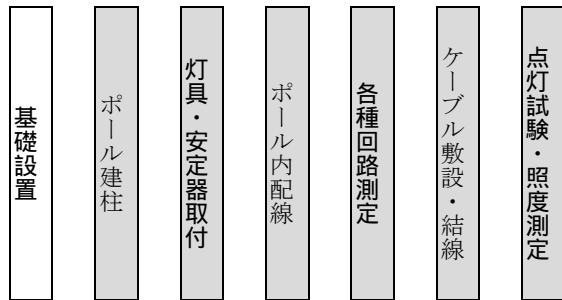
2) サービスエリア照明設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、サービスエリア照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3) 歩道（橋）照明設備設置工

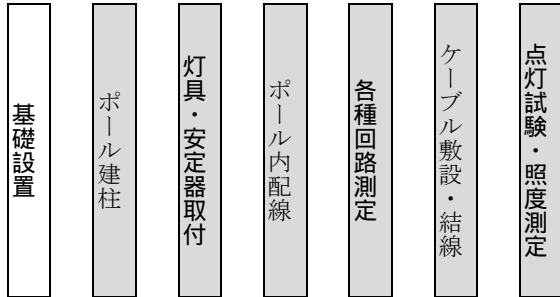
1. 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、歩道（橋）照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

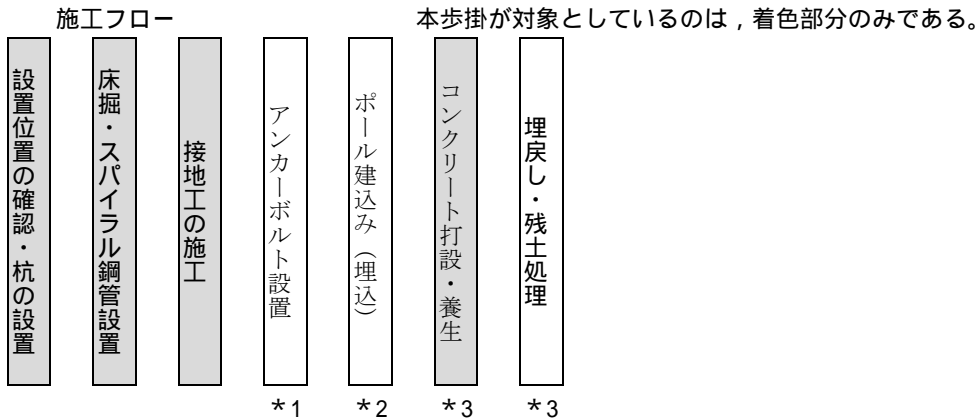
本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

4) 照明灯基礎設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、照明灯基礎設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、ベース式の場合

*2 は、埋込み式の場合

*3 は、作業土工（電気）による。ただし、二次製品を使用する場合は、別途積上げとする。

3. 標準歩掛

3-1 基礎掘削及びスパイラルダクト立込

作業種別	細別規格	単位	アースオーガ運転（時間）	普通作業員	摘要
照明灯基礎	500 2m 以下	10 基	7.0	0.9	
	500 2.5m 以下	10 基	9.0	1.1	

3-2 コンクリート打設

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-3 クラッシャーラン

本作業種別の歩掛は、「土木工事標準歩掛」による。

3-4 接地設置工

本作業種別の歩掛は、「第 2 章第 1 節 12) 接地設置工 3-1 接地設置」による。

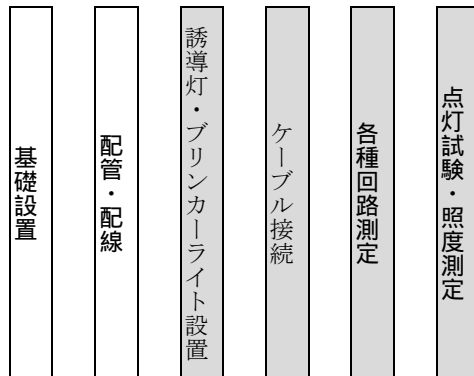
5) 視線誘導灯設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

3-1 プリンカーライト設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
プリンカーライト設置		個	0.25	

- (注) 1. 本歩掛は、ポールを設置及びポール内配線接続を含む。
2. ポール基礎及び基礎ボルトは、別途計上する。

3-2 視線誘導灯設置

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

6) 視線誘導灯基礎設置工

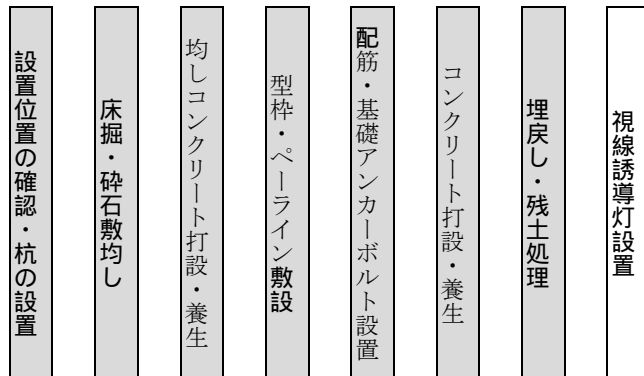
1. 適用範囲

本資料は、道路照明設備の内、視線誘導灯基礎設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



本作業は、作業土工（電気）による。

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準歩掛」による。

第7節 トンネル照明設備工

1) トンネル照明設備設置工 -----	121
2) アンダーパス照明設備設置工 -----	123
3) 地下道照明設備設置工 -----	124
4) 照明灯基礎設置工 -----	125
5) 雑工（電気） -----	126

1) トンネル照明設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 坑口照明灯設置

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-2 トンネル照明器具取付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
低圧ナトリウム灯	35W	台	0.20	0.30	
	55W	台	0.25	0.40	
	90W	台	0.30	0.50	
	135W	台	0.40	0.50	
	180W	台	0.45	0.50	
	プレス型 35～90W	台	0.30	0.50	
高圧ナトリウム灯	70～360W	台	0.30	0.50	
	プレス型 110～360W	台	0.30	0.50	
蛍光灯	20W×1	台	0.13	0.26	
	40W×1	台	0.20	0.40	高出力 60W 含む
	110W×1	台	0.40	0.80	
	20W×2	台	0.16	0.33	
	40W×2	台	0.25	0.50	高出力 60W 含む
	110W×2	台	0.50	1.00	
	40W×3	台	0.30	0.60	高出力 60W 含む
水銀灯	250W 以下	台	0.35	0.50	
	300W 以上	台	0.45	0.50	

- (注) 1. 器具取付のための足場は別途積算とする。
 2. ラック方式にて器具取付の場合は、0.5 倍とする。
 3. 接続 BOX, 分岐 BOX は別途積算する。
 4. 本歩掛は、壁面露出直付けとする。
 5. 芯出し及びアンカーボルトの穴あけを含む。

3-3 自動点滅器取付（トンネル照明用）

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
受光部取付		台	0.5	
制御部取付		組	1.2	

2) アンダーパス照明設備設置工

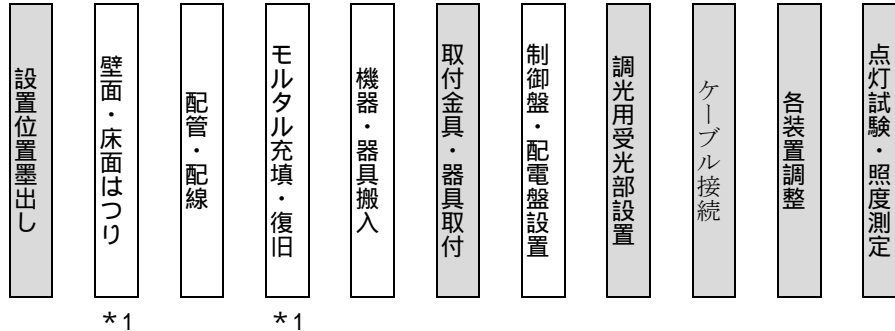
1. 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備の内、アンダーパス照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 坑口照明灯取付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-2 トンネル照明器具取付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 7 節 1) トンネル照明設備設置工」による。

3) 地下道照明設備設置工

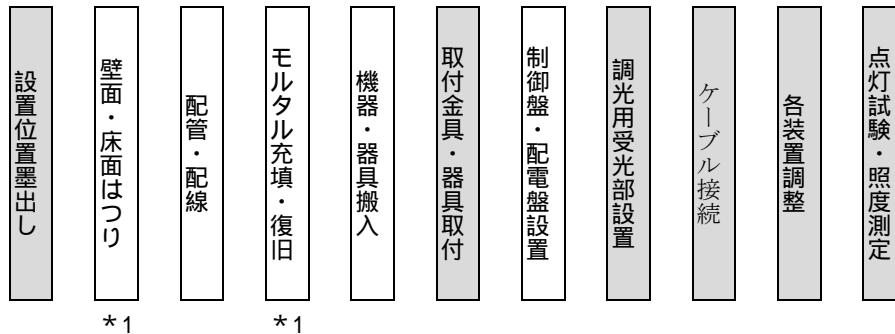
1. 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備の内、地下道照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 坑口照明器具取付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-2 トンネル照明器具取付

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 7 節 1) トンネル照明設備設置工」による。

4) 照明灯基礎設置工

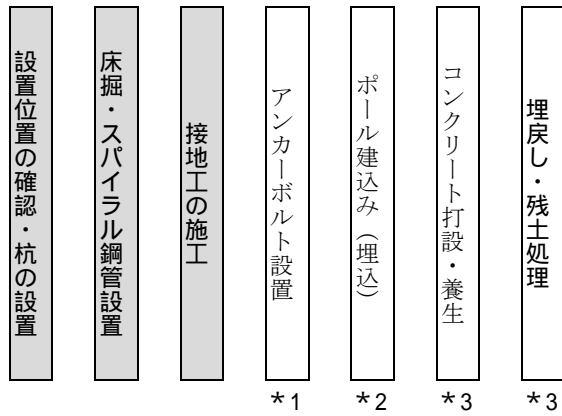
1. 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備の内、照明灯基礎設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、ベース式の場合

*2 は、埋込み式の場合

*3 は、作業土工（電気）による。ただし、二次製品を使用する場合は、別途積上げとする。

3. 標準歩掛

3-1 照明灯基礎設置

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 4) 照明灯基礎設置工」による。

5) 雑工（電気）

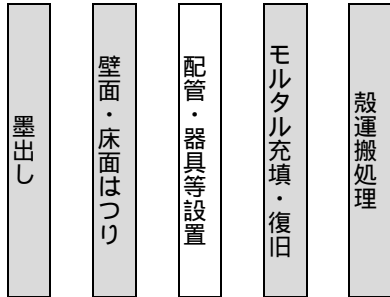
1. 適用範囲

本資料は、トンネル照明設備等の内、はつり、モルタル充填等を行う雑工（電気）に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 1) 配管・配線工 3-10 コンクリート穴あけ・はつり」及び「第 2 章第 1 節 1) 配管・配線工 3-12 殻運搬処理」によるほか「土木工事標準歩掛」による。

第8節 施設照明設備工

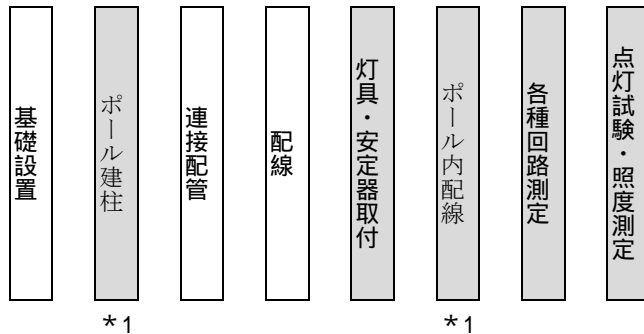
1) ダム照明設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、施設照明設備の内、ダム設置を行う照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



*1 は、ポール式の場合

3. 標準歩掛

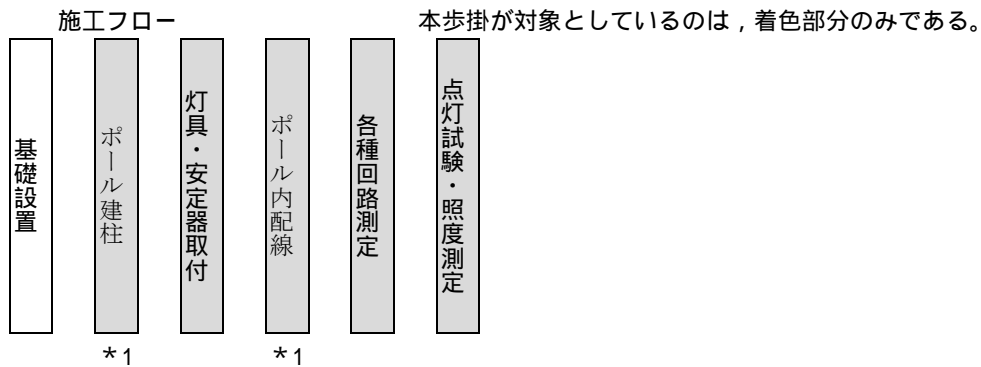
本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」及び「第 3 章第 8 節 3) 公園照明設備設置工」による。

2) 河川照明設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、施設照明設備の内、堰、揚排水機場、樋門、その他の河川管理施設に照明の設置を行う河川照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、ポール式の場合

3. 標準歩掛

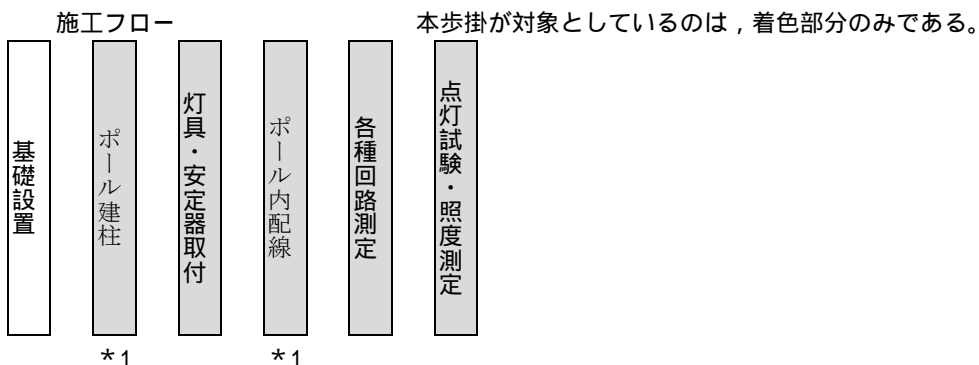
本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」及び「第 3 章第 8 節 3) 公園照明設備設置工」による。

3) 公園照明設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、施設照明設備の内、河川公園、その他の公園施設の遊歩道等に、照明の設置を行う公園照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、ポール式の場合

3. 標準歩掛

3-1 水銀灯器具取付（屋内）

作業種別	細別規格	単位	電工			摘要
			投光器	フード灯	直付灯	
水銀灯器具	100W	灯	1.00	0.50	0.25	
	250W	灯	1.20	0.70	0.30	
	300W	灯	1.60	0.90	0.40	
	400W	灯	1.60	0.90	0.40	
	700W	灯	2.00	1.10	0.50	
	1000W	灯	2.00	1.10	0.50	

- (注) 1. 器具取付高さ 5m 以上は、1.7 倍とする。
 本歩掛には、ランプ、安定器の取付を含むものとする。
 2. 作業用足場の設置撤去を含む。

3-2 水銀灯器具取付（屋外）

作業種別	細別規格	単位	電工		摘要
			400W 以下	1kW 以下	
投光器		灯	1.90	2.40	
ポールライト		灯	2.90	4.00	
ブラケット灯		灯	0.56	0.70	
けんすい灯		灯	1.10	1.40	
フード灯		灯	1.20	1.50	

- (注) 1. 同一柱の場合は、1 灯増すごとに 0.6 人増しとする。
 2. 本歩掛には、ランプ、安定器の取付を含むものとする。
 3. 投光器は、据付台の取付を含む。
 4. ポールライトは、建柱及びポール内配線を含む。ただし、基礎は別途計上するものとする。
 5. ナトリウム灯及び蛍光灯は、水銀灯に準ずるものとする。
 6. 自動点滅器を取り付ける場合は、0.024 人を加算するものとする。

第9節 共同溝付帯設備工

1) 共同溝引込設備設置工

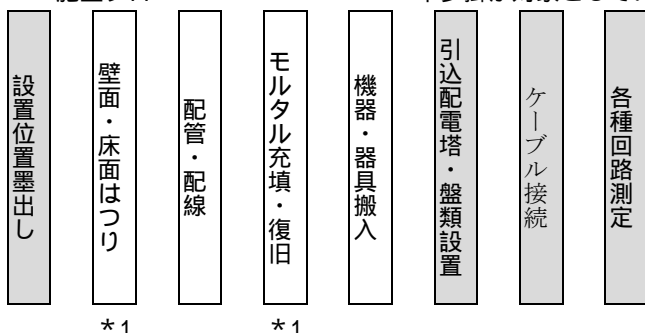
1. 適用範囲

本資料は、共同溝の電源引き込み設備の設置を行う共同溝引込設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 引込配電塔設置

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
引込配電塔設置	自立型	基	1.30	0.95	

(注) アンカー打ち，結線，調整も含まれている。

3-2 盤類設置

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
分電盤設置	防水型	回路	0.20	
開閉器取付	防水型 30A	個	0.15	
	防水型 60A	個	0.20	
	防水型 100A	個	0.30	
	防爆型 30A	個	0.20	
	防爆型 60A	個	0.25	
	防爆型 100A	個	0.35	

(注) アンカー打ち，結線，調整も含まれている。

3-3 配線ダクト据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
配線ダクト	矩形の切口周辺長さ 1.0m 以下	m	0.36	
	矩形の切口周辺長さ 1.5m 以下	m	0.70	
	矩形の切口周辺長さ 2.0m 以下	m	1.20	

3-4 はつり

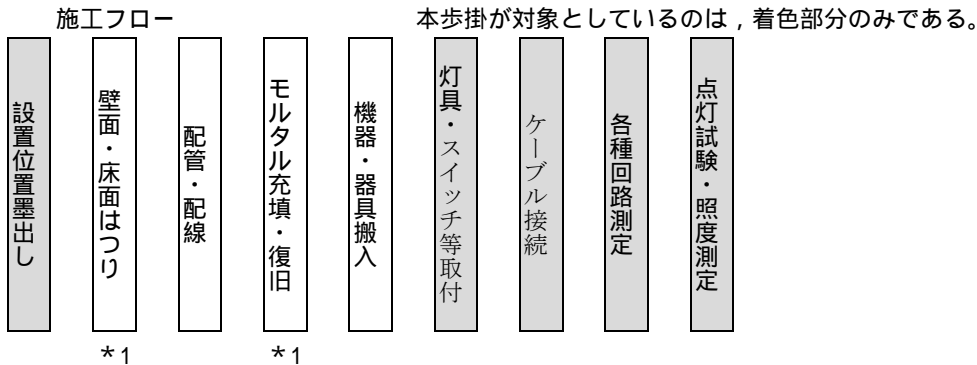
本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 1) 配管・配線工 3-10 コンクリート穴あけ・はつり」による。

2) 共同溝照明設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、共同溝の照明設備の設置を行う共同溝照明設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 照明器具取付

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
蛍光灯	防水型 20W	台	0.15	0.30	
	防爆型 20W	台	0.20	0.30	

(注) アンカー打ち，器具ボックス，墨出し，結線も含まれている。

3-2 金物取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-3 配線器具取付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
コンセント	防水型	個	0.10	
	防爆型	個	0.15	
スイッチ	防水型	個	0.10	
	防爆型	個	0.15	
リモコンスイッチ	防水型	個	0.10	
	防爆型	個	0.12	
フィッティング	各種	個	0.02	

(注) アンカー打ちも含まれる。

3) 共同溝排水設備設置工

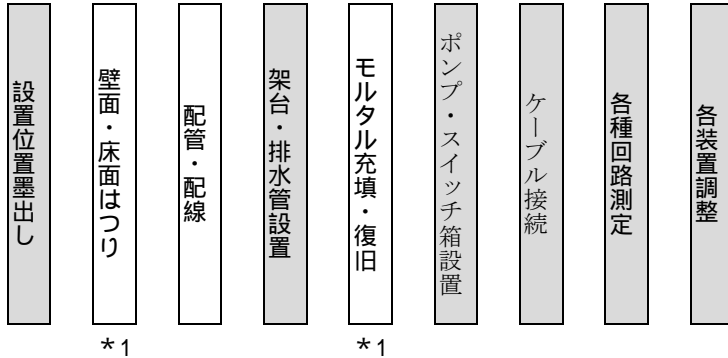
1. 適用範囲

本資料は、共同溝の排水設備の設置を行う共同溝排水設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 排水ポンプ据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
排水ポンプ	0.75kW	台	1.1	
	1.5kW	台	1.4	
	2.2kW	台	1.6	
	3.7kW	台	1.8	
	5.5kW	台	2.2	

(注) ブロック台，レベルレギュレータの据付及びアンカー打ちも含まれている。

3-2 給排水管敷設

作業種別	細別規格	単位	配管工	摘要
垂鉛メッキ鋼管敷設	15A	10m	0.80	
	20A	10m	0.90	
	25A	10m	1.10	
	32A	10m	1.30	
	40A	10m	1.40	
	50A	10m	1.80	
	65A	10m	2.40	
	80A	10m	2.70	
	100A	10m	3.60	フランジ接続
	125A	10m	4.20	フランジ接続
	150A	10m	5.10	フランジ接続
弁類設置	15A	個	0.07	
	20A	個	0.08	
	25A	個	0.09	
	32A	個	0.11	
	40A	個	0.13	
	50A	個	0.16	
	65A	個	0.28	
	80A	個	0.34	
	100A	個	0.40	
	125A	個	0.48	
	150A	個	0.65	

(注) 1. 支持金物の取付も含まれている。
 2. 給排水管は、SGPW を標準とする。

3-3 金物取付

作業種別	細別規格	単位	配管工	摘要
取付金具類取付		個	0.10	

(注) 取付金物類は、配線器具類、給排水管、レベルレギュレータ、配管等を支持するものでアンカー打ちも含まれている。

3-4 配線器具取付

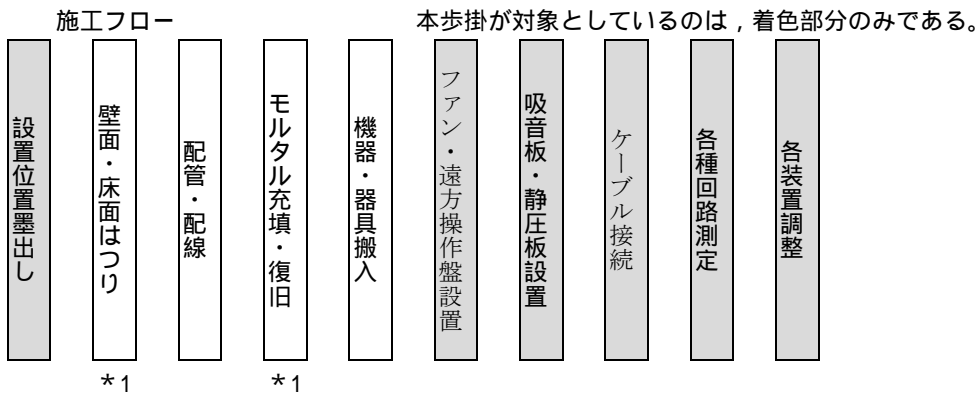
本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

4) 共同溝換気設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、共同溝の換気設備の設置を行う共同溝換気設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、必要に応じて施工する。

3. 標準歩掛

3-1 換気ファン据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
換気ファン	口径 400 以下	台	1.4	
	口径 500 以下	台	1.6	
	口径 560 以下	台	2.0	
	口径 630 以下	台	2.3	
	口径 710 以下	台	2.5	
	口径 800 以下	台	3.0	
	口径 900 以下	台	3.3	
	口径 1,000 以下	台	3.8	

(注) ファン支持金物，アンカー打ち，試運転及び調整も含まれている。

3-2 吸音板設置

作業種別	細別規格	単位	普通作業員	摘要
吸音板設置	片面吸音型・両面吸音型	m2	0.20	

3-3 静圧調整板設置

作業種別	細別規格	単位	機械工	摘要
静圧調整板設置	A 形	m2	0.35	

3-4 遠方操作盤据付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
制御盤	2.2kW 以下	回路	1.50	
	3.7kW 以下	回路	1.70	
	5.5kW 以下	回路	1.80	
	7.5kW 以下	回路	1.90	
	11kW 以下	回路	2.10	
	15kW 以下	回路	2.30	
コンビネーション	防爆型 0.75 ~ 3.7kW	台	0.40	
換気ファン遠方操作盤	1 台用	面	0.15	
	2 台用	面	0.20	
	3 台用	面	0.25	
	4 台用	面	0.30	

(注) 1. アンカー打ち，結線も含まれている。

2. 制御盤は，次による。

(1) 同一回路の自動交互運転等の歩掛は，1.5 倍とする。

(2) 制御盤の歩掛は盤毎に算出する。

(3) 算出員数が 2.5 人未満の場合は実数人数とし，2.5 人以上の場合は，次表により修正する。

3. 換気ファン遠方操作盤について，同一場所，同時施工の 2 面以降は，1 面につき 0.7 倍とする。

修正表

算出人員	摘要人員	算出人員	摘要人員	算出人員	摘要人員
2.5 人以上 3.5 人未満	3	10.0 人以上 11.5 人未満	9	24.0 人以上 40.0 人未満	0.6 倍
3.5 " 4.5 "	4	11.5 " 13.0 "	10	40.0 " 44.0 "	24
4.5 " 5.5 "	5	13.0 " 15.0 "	11	44.0 " 69.0 "	0.55 倍
5.5 " 7.0 "	6	15.0 " 17.0 "	12	69.0 " 76.0 "	38
7.0 " 8.5 "	7	17.0 " 19.0 "	13	76.0 "	0.5 倍
8.5 " 10.0 "	8	19.0 " 24.0 "	14		

3-5 金物取付

本作業種別の歩掛は，必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-6 配線器具取付

本作業種別の歩掛は，必要に応じ別途積み上げ計上とする。

5) 共同溝監視制御設備設置工

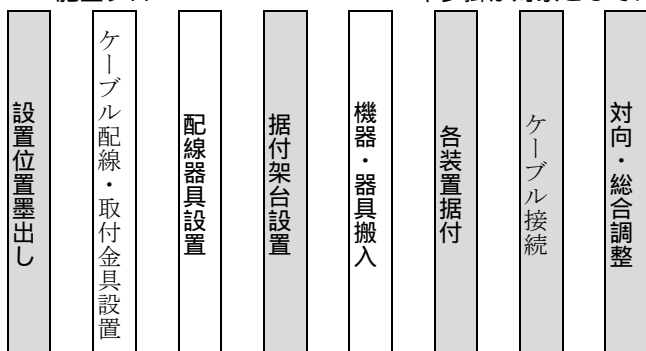
1. 適用範囲

本資料は、共同溝の監視制御設備の設置を行う共同溝監視制御設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

3-1 監視盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-2 監視盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-3 火災報知設備据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-4 火災報知設備調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-5 火災感知設備据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-6 火災感知設備調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-7 ガス機器取付

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
警報器	1～3点式	台	0.50	
検知器		台	0.15	
警報ブザー		台	0.15	

(注) アンカー打ち、調整も含まれてる。

3-8 金物取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-9 配線器具取付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

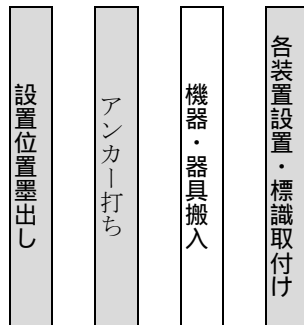
6) 共同溝標識設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、共同溝内の標識の設置を行う共同溝標識設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

* 内照式の場合は、第 3 章第 9 節共同溝照明設備設置工による。

3. 標準歩掛

3-1 共同溝標識設置

作業種別	細別規格	単位	普通作業員	摘要
共同溝標識設置		10 枚	0.63	
	地点標 B	10 枚	0.75	

(注) 1. 本歩掛は、アクリル板製の標識に適用する。

2. 内照式の場合は、「第 3 章第 9 節 2) 共同溝照明設備設置工 3-1 照明器具取付」を準用する。

第10節 電気応用設備工

1) 水処理設備設置工

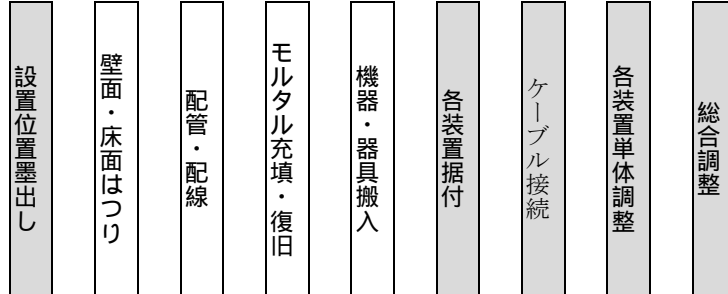
1. 適用範囲

本資料は、河川、遊水池等の水質浄化を目的とした水処理設備（曝気、攪拌、注排水、洗浄等）諸設備の設置を行う水処理設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

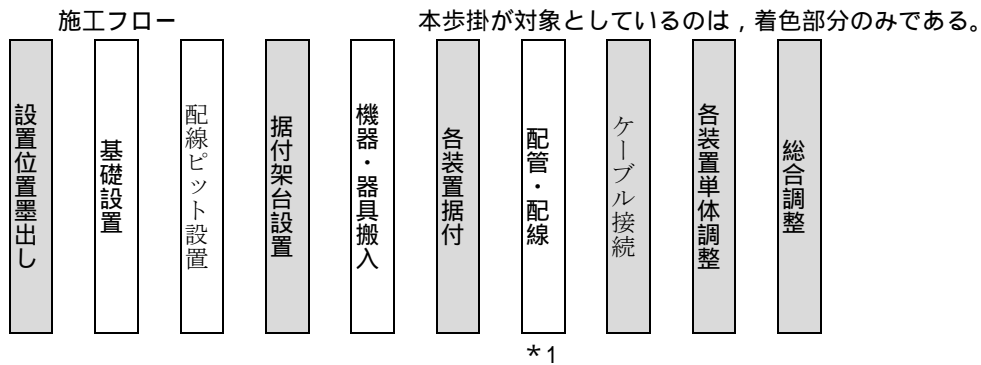
第11節 道路融雪設備工

1) 高圧受変電設備設置工

1. 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の内、高圧受変電設備を設置する高圧受変電設備設置工に適用する。

2. 施工概要



*1 は、盤間配線は含む

3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は、「第 3 章 第 1 節 2) 高圧受変電設備設置工」による。

2) 受変電設備基礎工

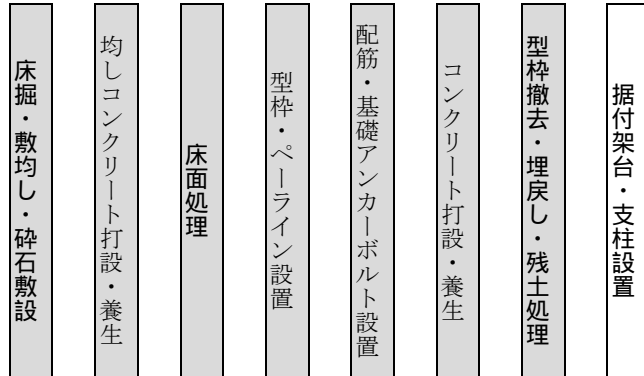
1. 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の受変電設備用基礎の設置を行う受変電設備基礎工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 1 節 5) 受変電設備基礎工」による。

3) 道路ヒーティング設備設置工

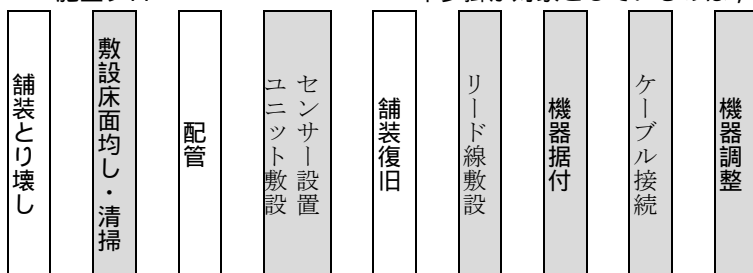
1. 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の内、ヒーティングユニット等の敷設等を行う道路ヒーティング設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

3-1 凍結検知装置据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-2 凍結検知装置調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上とする。

3-3 ヒーティングユニット新設道路敷設（未舗装）

作業種別	細別規格	単位	敷設幅 1.5～1.8m（人）		敷設幅 3.2～3.5m（人）	
			電工	普通作業員	電工	普通作業員
発熱線敷設	治具使用	m	0.09	0.09	0.12	0.12
	ユニット式	m	0.03	0.03	0.04	0.04

（注）1. 本歩掛は、発熱線の路面への敷設，固定までとする。

2. ユニット式とは、70mm ピッチに固定されたものをいう。

3-4 ヒーティングユニット既設道路敷設（既設舗装面）

作業種別	細別規格	単位	敷設幅 1.5～1.8m（人）		敷設幅 3.2～3.5m（人）	
			電工	普通作業員	電工	普通作業員
発熱線敷設	治具使用	m	0.11	0.11	0.13	0.13
	ユニット式	m	0.04	0.04	0.05	0.05

（注）1. 本歩掛は、発熱線の路面への敷設，固定までとする。

2. 舗装切断，とり壊し，復旧は，別途積算とする。

3-5 ヒーティングユニット歩道橋敷設

区分	作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
階段部	配管孔あけ	19 用	10 個	0.75	0.75	
	フレキ配管	19 用	10 箇所	1.00	1.00	
	発熱線通線	段差あり	10 段	0.45	0.45	
	発熱線敷設	幅 1.4m ピッチ 70mm	10 段	0.35	0.35	注 1
主桁部	配管孔あけ	19 用	10 個	1.00	1.00	
	フレキ配管	19 相当	10 箇所	1.50	1.50	
	発熱線敷設	幅 1.4m ピッチ 70mm	10m	0.75	0.75	注 2

- (注) 1. 発熱線の 1 段とは、幅 1.4m ピッチ 70mm の 4 本分とする。
 2. 主桁部は、幅 1.4m ピッチ 70mm の桁長方向 1m 当たりの歩掛とする。
 3. 電源の配管、配線及び制御盤等は、別途とする。

3-6 リード線敷設

作業種別	細別規格	単位	電工	摘要
リード線接続	スリーブ接続	10 箇所	0.12	
リード線敷設	路面サドル止め	10m	0.15	

- (注) 1. 本歩掛は、発熱線への電源供給するためのリード線の敷設及び接続、並びに治具の取付、取り外しまでとする。
 2. 電源の配管、配線及び舗装工事は別途とする。
 3. 本歩掛は、スパーサー 70mm ピッチ、使用間隔 30 ~ 40cm を標準とし固定は路面釘止めとする。

4) 道路融雪ポンプ設備設置工

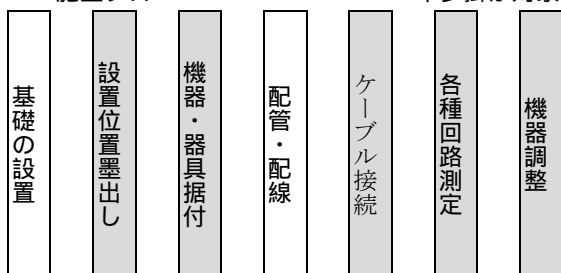
1. 適用範囲

本資料は、道路融雪設備の内、消雪ポンプ等の設置を行う道路融雪ポンプ設備設置工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

3-1 道路消雪ポンプ盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-2 道路消雪ポンプ盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-3 降雪検知器据付

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 18 節 1) 路面凍結検知装置設置工」によるほか必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-4 降雪検知器調整

本作業種別の歩掛は「第 4 章第 18 節 1) 路面凍結検知装置設置工」によるほか別途積み上げ計上する。

3-5 遠隔制御装置据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-6 遠隔制御装置調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-7 操作盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-8 操作盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-9 機側操作盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-10 機側操作盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-11 開閉器盤据付

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

3-12 開閉器盤調整

本作業種別の歩掛は、必要に応じ別途積み上げ計上する。

5) 道路融雪ポンプ設備基礎工

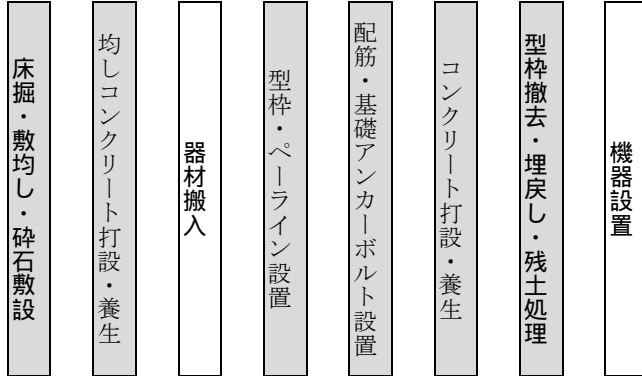
1. 適用範囲

本資料は、道路の消雪用に使用する、融雪ポンプ、降雪検知器、遠隔制御装置、現場操作盤等の基礎の設置を行う道路融雪ポンプ設備基礎工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー

本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。



3. 標準歩掛

本作業種別の歩掛は「土木工事標準歩掛」による。

第12節 道路照明維持補修工

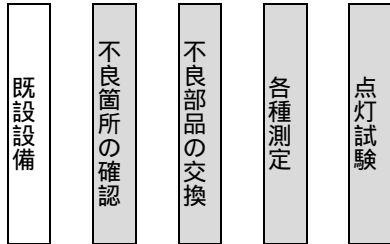
1) 道路照明維持工

1. 適用範囲

本資料は、道路照明施設の維持補修を行うための道路照明維持工に適用する。

2. 施工概要

施工フロー



本歩掛が対象としているのは、着色部分のみである。

3. 標準歩掛

3-1 管球取替

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀ランプ	300W 以下	個	0.09	0.04	
	700W 以下	個	0.11	0.06	
蛍光ランプ	60W 以下	個	0.09	0.04	
	110W 以下	個	0.13	0.06	
低圧ナトリウムランプ	55W 以下	個	0.09	0.04	
	135W 以下	個	0.10	0.05	
	180W 以下	個	0.11	0.06	
高圧ナトリウムランプ		個	0.09	0.04	
プリンカーライト		個	0.09	0.04	

(注) リフト車の積算については、別途計上する。

3-2 安定器取替

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀灯	300W × 1 以下	個	0.23	0.11	
	700W × 1 以下	個	0.25	0.13	
	300W × 2 以下	個	0.34	0.16	
	700W × 2 以下	個	0.35	0.18	
蛍光灯	40W 以下	個	0.13	0.06	高力率 60W 含む
	110W 以下	個	0.15	0.08	
ナトリウム灯	55W 以下	個	0.13	0.06	
	135W 以下	個	0.14	0.07	
	180W 以下	個	0.15	0.08	

(注) 蛍光灯、ナトリウム灯については、必要に応じてリフト車を別途積算する。

3-3 灯具取替

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀灯	250W	台	0.20	0.10	
	400W	台	0.23	0.11	
	700W	台	0.25	0.13	

(注) リフト車を別途積算する。

3-4 灯具付属品取替

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
水銀灯グローブ	300W 以下	個	0.23	0.11	
	400W 以下	個	0.25	0.13	
	700W 以下	個	0.28	0.14	
水銀灯グローブ枠		個	0.25	0.13	
水銀灯パッキン		個	0.13	0.06	
水銀灯ソケット		個	0.20	0.10	
水銀灯灯具部品		個	0.18	0.09	
蛍光灯アクリルカバー		個	0.18	0.09	
蛍光灯ソケット		個	0.18	0.09	
蛍光灯灯具部品		個	0.18	0.09	
ナトリウム灯前面カバー		個	0.15	0.08	
ナトリウム灯ソケット		個	0.15	0.08	
ナトリウム灯灯具部品		個	0.15	0.08	
水銀灯ルーバー		個	0.18	0.09	

(注) 1. 灯具取り外しを必要とする工種については本歩掛に含まれている。

2. リフト車を別途積算する。

3-5 自動点滅器取替

作業種別	細別規格	単位	電工	普通作業員	摘要
上部リード線式		個	0.10	0.05	3m 以上
下部リード線式		個	0.08	0.04	3m 未満
上部プラグイン式	受光部	個	0.08	0.04	3m 以上
下部プラグイン式	受光部	個	0.05	0.03	3m 未満

(注) 1. プラグイン式の本体のみの取替は、本歩掛を適用しない。

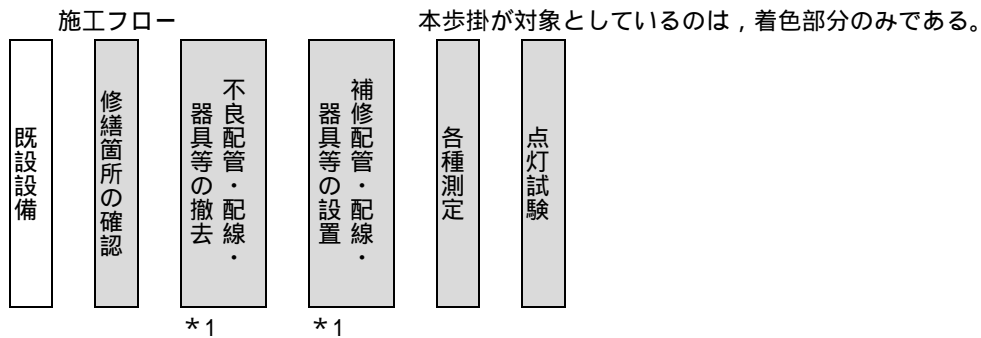
2. 必要に応じて、リフト車を別途積算する。

2) 道路照明修繕工

1. 適用範囲

本資料は、道路照明施設の維持修繕を行うための道路照明維持補修工に適用する。

2. 施工概要



* 1 は、修繕内容により変化する。

3. 標準歩掛

3-1 道路照明灯修繕

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-2 道路照明器具修繕

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-3 歩道橋照明灯修繕

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-4 歩道橋照明器具修繕

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 1) 道路照明設備設置工」による。

3-5 配管配線修繕

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 1) 配管・配線工」による。

3-6 引込柱修繕

本作業種別の歩掛は「第 2 章第 1 節 8) 引込柱設置工」による。

3-7 視線誘導灯修繕

本作業種別の歩掛は「第 3 章第 6 節 5) 視線誘導灯設置工」による。

3-8 作業土工（電気）

本作業種別の歩掛は「土木工事標準歩掛」による。

3-9 発生材運搬

本作業種別の歩掛は「土木工事標準歩掛」による。

3-10 殻運搬処理

本作業種別の歩掛は「土木工事標準歩掛」による。